

職場体験型雇用支援事業のご案内

— 職場体験を通して人材を雇い入れる事業主を支援します —

職場体験型雇用事業とは

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新規成長雇用吸収分野等において、非正規労働者など十分な技能・経験を有しない求職者を職場体験により受け入れる事業主の方に対して、支援を行うものです。

職場体験とは

原則として、1ヶ月の職場体験を実施し、ハローワークに登録している求職者に実際の仕事を体験してもらうことで、求職者と事業主の方の相互理解を深め、その後の正規雇用へとつなげることを目的に実施するものです。職場体験後、参加者を常用雇用として正規に雇い入れる場合、ハローワークに求人の申込をしていただき、その紹介をうけていただくことになります。職場体験受入事業主の方には助成金が支給されます。また、体験終了後に正規雇用として雇い入れたときには、正規雇用奨励金の支給対象となります。また、参加者には参加者奨励金が支給されます。

職場体験型雇用の流れ



職場体験助成金

職場体験を受け入れた場合、その実施日数に応じて受入1人あたり、以下の金額が支給されます。

5日以上8日以下	20,000円
9日以上12日以下	50,000円
13日以上16日以下	80,000円
17日以上	100,000円

正規雇用奨励金

職場体験終了後に常用雇用として正規に雇い入れた場合、正規雇用後の6か月の定着と、さらにその後の6か月の定着を要件として、以下の金額が支給されます。

第1期：正規雇用開始後6か月まで	500,000円
第2期：第1期に引き続く6か月まで	500,000円

職場体験参加者奨励金

職場体験の参加者には、参加日数に応じて、以下の金額が支給されます。

5日以上8日以下	30,000円
9日以上12日以下	60,000円
13日以上16日以下	90,000円
17日以上	120,000円

助成金等の支給にあたっては一定の要件があります。

お問い合わせ先

財団法人 産業雇用安定センター山形第二事務所
電話 023-615-0271 FAX 023-615-0272

山形市あこや町2-3-1 錦産業会館4階